

(第1面)

産業廃棄物処理計画書	
令和6 年 6月 27日	
前橋市長 小川 晶 様	
提出者 住 所 栃木県佐野市関川町612番地1 氏 名 世紀東急工業株式会社 北関東営業所 所長 官前 守 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名) 電話番号 0283-24-7566	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。	
事業場の名称	世紀東急工業(株)北関東営業所(前橋市内作業所)
事業場の所在地	栃木県佐野市関川町612番地1(前橋市内各所)
計画期間	令和6年4月1日～令和7年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
①事業の種類	特定建設業
②事業の規模	売上高:1,629,581千円
③従業員数	18人
④産業廃棄物の一連の処理の工程	別紙の通り

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)

別紙の通り

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

① 現状	【前年度（令和5年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	別紙の通り	
	排出量	〃	t
	(これまでに実施した取組) 別紙の通り		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	別紙の通り	
	排出量	〃	t
	(今後実施する予定の取組) 別紙の通り		

産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 別紙の通り
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 別紙の通り

(第3面)

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項			
① 現状	【前年度（令和5年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	別紙の通り	
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	〃	t
	(これまでに実施した取組)		
	別紙の通り		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	別紙の通り	
	自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	〃	t
	(今後実施する予定の取組)		
	別紙の通り		
自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項			
① 現状	【前年度（令和5年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	別紙の通り	
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	〃	t
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	〃	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	別紙の通り	
	自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	〃	t
	自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	〃	t
	(今後実施する予定の取組)		
別紙の通り			

(第4面)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

① 現状	【前年度（令和5年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	別紙の通り	
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	〃	t
	（これまでに実施した取組） 別紙の通り		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	別紙の通り	
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	〃	t
	（今後実施する予定の取組） 別紙の通り		

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

① 現状	【前年度（令和5年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	別紙の通り	
	全処理委託量	〃	t
	優良認定処理業者への処理委託量	〃	t
	再生利用業者への処理委託量	〃	t
	認定熱回収業者への処理委託量	〃	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	〃	t
	（これまでに実施した取組） 別紙の通り		

② 計画	【目標】					
	産業廃棄物の種類	別紙の通り				
	全 処 理 委 託 量	〃	t			
	優良認定処理業者への 処 理 委 託 量	〃	t			
	再生利用業者への 処 理 委 託 量	〃	t			
	認定熱回収業者への 処 理 委 託 量	〃	t			
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処 理 委 託 量	〃	t			
	(今後実施する予定の取組)					
別紙の通り						
※事務処理欄						

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1) ①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2) ②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3) ④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

令和6年6月27日

産業廃棄物処理計画書

世紀東急工業株式会社 北関東営業所

栃木県佐野市関川町612番地1

TEL : 0283-24-7566

1、会社概要

(1) 会社名

世紀東急工業株式会社

(2) 資本金

20億円（令和6年3月末現在）

(3) 従業員数

995人（令和6年3月末）

2、当該事業所において、現に行なっている事業の概要

(1) 当該事業所名

北関東営業所

(2) 事業の内容

舗装工事を主とした土木工事一式

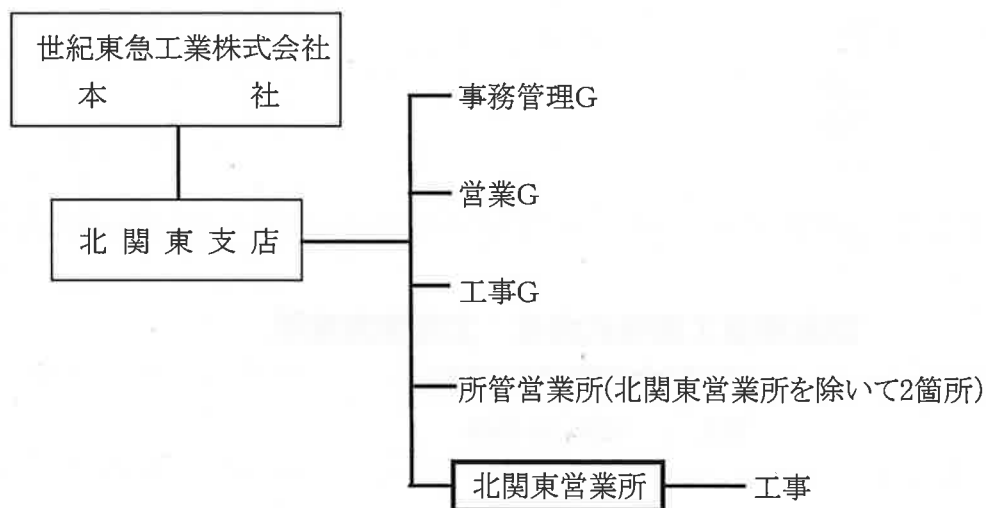
(3) 当該事業所の従業員数

18 人（令和6年4月1日現在）

(4) 年間完成工事(令和5年度元請工事)

公共建築工事	件数	0 件	工事額	0	(百万円)
公共土木工事	件数	4 件	工事額	2,105.2	(百万円)
民間建築工事	件数	0 件	工事額	0	(百万円)
民間土木工事	件数	2 件	工事額	5.8	(百万円)
合計		6 件		2,111.0	(百万円)

(5) 組織概要



(6) 事業展望

当事業所は道路舗装を主とした道路・土木工事を行なっているが、建設業界を取り巻く環境は公共事業削減等非常に厳しい状況におかれている。

しかしながら全社上げての新技术・新工法等を武器に更なる事業展開を図っていく計画です。特に低騒音舗装・遮熱型舗装の人や環境にやさしい舗装や、スポーツ・レジャー施設の施工・公園整備工事等の人によさしい環境作りをすることにより社会貢献を果たし、更なる事業の展開を図りたいと考えています。

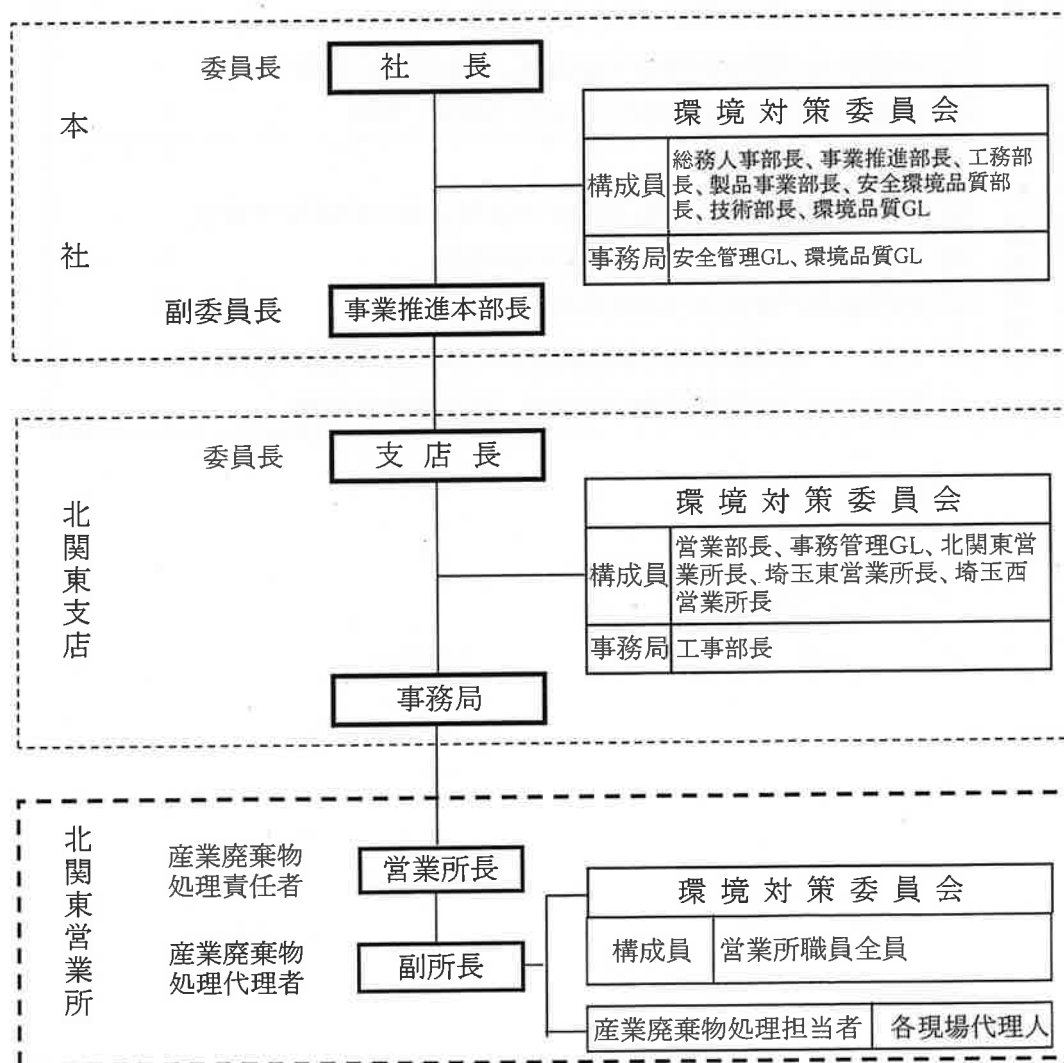
3、産業廃棄物処理計画

(1) 計画期間

令和 6 年 4 月 1 日 ～ 令和 7 年 3 月 31 日

(2) 産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

管理組織図

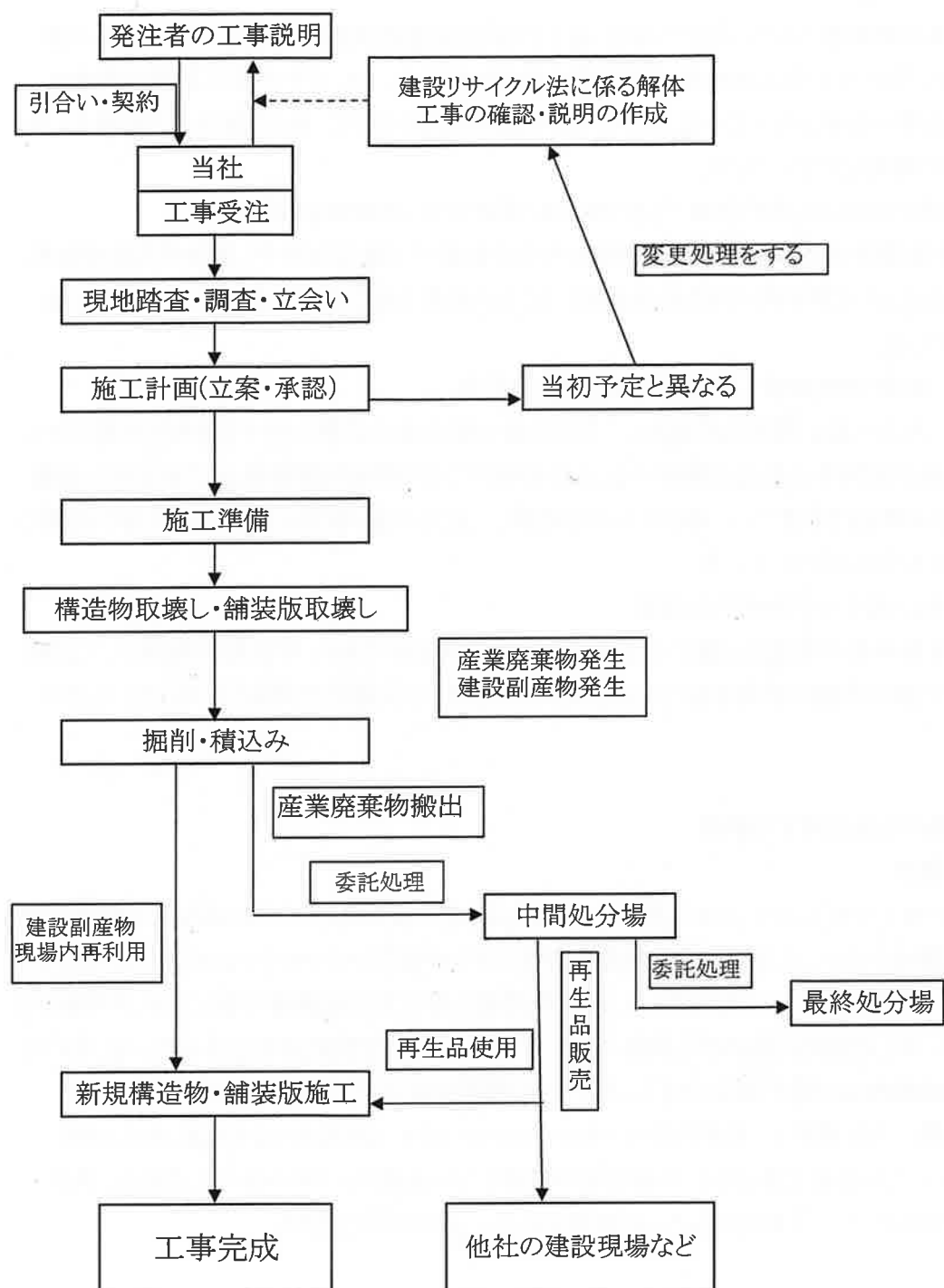


産業廃棄物管理責任者	営業所長
産業廃棄物処理代理者	副所長
産業廃棄物処理担当者	各工事 現場代理人

役割

本社	① 基本方針の立案 ② 情報、資料の収集及び調査 ③ 関連部署に対する資料提供、助言及び指導 ④ 教育、啓蒙、マニュアルの作成 ⑤ 法令の改正、行政官庁の指導内容等の周知
支店	① 産業廃棄物処理等の基本計画の作成、処理の実績記録の保存 ② 協力業者の選定及び指導管理、基本委託契約の締結 ③ 法令の改正、行政官庁の指導内容等の周知 ④ 営業所への資料提供、助言及び指導 ⑤ 廃棄物及び建設副産物の減量化、再資源化の推進 ⑥ 工事会議、施工検討会などにおける検討、指導
北 関 東 営 業 所	① 実施計画の作成 ② 発生量、排出量の把握、記録と実績報告書の作成及び報告 ③ 協力業者の指導管理、委託契約の締結 ④ 処理施設の確認及び委託処理量の把握 ⑤ 支店への廃棄物処理と建設副産物利用状況の定期的な報告 ⑥ 廃棄物及び建設副産物の減量化、再資源化の推進

(3) 排出・処理等のフローシート



4、廃棄物の排出抑制に関する事項

(1) 排出抑制の現状

建設業は請負業であり、当社が設計・施工の場合は建設副産物等の考慮をし計画・設計をするが、殆どの工事は発注者の設計書に基づき施工をしているため施工計画の段階までは発注者の仕様となっている。しかしながら施工計画の作成に当たり発注者と協議をし排出抑制の提案などを行っている。

(2) 排出抑制の目標と具体的取組（工程や原材料の調達方法により廃棄物を抑制する）

施工計画書作成段階から産業廃棄物の発生を抑制する施工方法や、発生する産業廃棄物を再生品として再利用できる方法を用いることが出来る施工方法を検討し、発注者に提案をしている。

(3) その他、教育・研修制度、情報公開等に関する内容

工事に先立ち施工検討会を実施し、その工事の担当者の工事に対する取り組み等に対し関係職員が改善等の意見を提案する。また営業所ごとの環境対策委員会で営業所で管轄している工事を担当者ごとに取り組み等を発表し、意見収集・検討をし各人の共通の課題として受け止めるようにしている。

(4) 排出抑制に関する中長期的な課題

単独有期事業の受注から施工完成までの業務の事業所であり、中長期的課題としては職員が常に排出抑制の意識を持つよう指導しなければ、中長期的な対策とはならないと考えている。

5、産業廃棄物の分別に関する事項

(1) 分別の現状

当社の施工する工事は土木工事が主で、特に舗装工事が多くそこから発生する産業廃棄物の種類は少ない、また発生する産業廃棄物はガレキ類(アスファルトコンクリート、セメント・コンクリート)がほとんどの状況であり、中間処理場の受け入れは混合で受け入れが可能な場合は多いが、再利用の観点から現場において積込み時に分別排出を行なっている。その他の産業廃棄物は少量の場合が多く、ボックスの種類を多くして分別している。

(2) 分別に関する目標設定・具体的取組（作業・分別方法の改善、分別施設の設置改善、委託方法等）

目標としての数値目標はないが排出物の種類ごとの混廃ボックスの細分化を図る。具体的な取り組みとしては混廃ボックスの種類を多くし、より細分化を図る。

6、産業廃棄物の再生利用に関する事項

(1) 再生利用の現状

発注者の計画段階から基礎材・路盤材・アスファルト加熱混合物の多くは、再生品を利用するよう組み込まれてる。

また、事務所等で使用する紙製品等はリサイクル製品を積極的に使用するよう心がけている。

(2) 再生利用に関する目標設定・具体的取組

特には目標設定を設定してはいないが、設計外の仮設用資材等も再生品を使用するように職員に周知している。

(3) その他、再生利用の情報収集・管理、教育・研修制度、情報公開等に関する内容等

元請工事においては、「建設副産物情報交換システム」や「建設発生土情報交換システム」等を利用し情報交換をし、自社・他社が再生利用を出来るように図っている。

(4) 再生利用に関する中長期的な課題

当社は請け負い建設業のため受注してからの変更は難しいが場合もあるが、発注者への変更や提案をこまめに働きかけ、発注者の理解を得るように職員を教育し、意識の高揚を図る。

7、産業廃棄物の処理に関する事項

(1) 処理の現状

当社の工事現場から排出する産業廃棄物の種類は大半がガレキ類(アスファルトコンクリート、セメントコンクリート)がほとんどの状況であり、当社の中間処理場や他社の中間処理場に搬入し中間処分(破碎)をしている。

中間処分後の状況は再生品(砂、碎石)となり更にはアスファルトプラントにより加熱アスファルト混合物としている。

(2) 処理に関する目標設定・具体的取組

当社の工事現場から排出する産業廃棄物のガレキ類(アスファルトコンクリート、セメントコンクリート)は100%再生品として再利用する。

(3) 中長期的な課題

がれき類については現在ほぼ100%再利用されているが、がれき類以外の産業廃棄物についての再利用を目的とした処理を検討しなくてはならない

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項					
①現状	【前年度 5年度】実績】				
	産業廃棄物の種類	アスファルト・コンクリート殻	汚泥		
	排出量	3,327.42 t	0.22 t		
	産業廃棄物の種類				
	排出量				
	(これまでに実施した取組) 現場発生品の分別徹底 再資源化				
②計画	【目標】				
	産業廃棄物の種類	アスファルト・コンクリート殻	汚泥		
	排出量	1,500 t	0.2 t		
	産業廃棄物の種類				
	排出量				
	(今後実施する予定の取組) 再資源化 設計数量を守り、余分に発生させない。				

